

搬入規定(家庭系)

作成日:令和3年10月20日

1. 直接搬入全般における規定

- ①搬入時に免許証等を提示していただきます。※提示していただけない場合は受入をお断りすることがあります。
- ②ごみを袋に入れて環境センターに搬入する際は、45リットル以下の袋で、素材が透明もしくは中身がしっかり判別できる程度の半透明の袋を使用してください。
なお、袋を使用できないものや袋の中身のみ捨てる時はこの限りではありません。
※市の指定ごみ袋でも構いませんが搬入手数料はかかります。(他市の指定ごみ袋等の使用はお控えください)
- ③笠子処分場へ搬入する際は袋や縄等の使用は極力お控えください。
※使用されている場合は、袋や縄等を取り除き、お持ち帰りいただきます。
- ④**ごみの分別をできる限り行った状態で搬入してください。**
- ⑤搬入物を車両等から降ろす作業は、職員が指定する場所に搬入者自ら行ってください。※積み降ろし時の事故等については責任を負いかねますのでご注意ください。
- ⑥資源物は、指定する場所(コンテナ)へ袋等から資源物を取り出して入れてください。
- ⑦**友人、知人であっても他者のごみを代わりに搬入することはできません。**
※やむを得ない事情等がある場合には事前に環境センターまでご連絡ください。(連絡がない場合には受入をお断りすることがあります。)

2. 搬入品目による規定

	品目	搬入場所	搬入規定	備考	
家庭系	01	木枝・竹	笠子廃棄物処分場	事業者の作業により発生したものは受け入れない。所有地内で発生したもので、長さ=1m、太さ=φ10cm未満のものに限る。	太さがφ10cmを超えるものは幹等に該当する。
	02	幹等	笠子廃棄物処分場	事業者の作業により発生したものは受け入れない。所有地内で発生したもので、太さ=φ10cm以上、長さ=1m以上2m以下のものに限る。	長さが1m未満のものは太さφ10cm未満になるように裁断すること。
	03	草	笠子廃棄物処分場	事業者の作業により発生したものは受け入れない。所有地内で発生したのものに限る。	土等の付着物がある場合は受入不可。 ※アロエやサボテンなどの多肉植物、野菜、果実、花等は、可燃ごみとして指定袋にいれてごみステーションに出すこと。
	04	木根	ごみステーション	事業者の作業により発生したものは受け入れない。可燃ごみとして指定袋に入れてごみステーションに出す。所有地内で発生したのものに限る。	土等を落とした状態でかつ、指定袋に入る大きさまでのものに限る。
	05	廃材	環境センター	解体やリフォーム、各種修繕工事など、事業者の作業に伴って生じた廃棄物は受け入れない。自宅敷地内で発生したもので、かつ自己で解体等の作業を行った場合は1度に「軽トラック1台程度」までに限り受け入れる。	1回で発生する量が規定の量を超える場合や継続性がある場合は、自らの責任において再生利用を図るか、60日以上期間を空けて搬入すること。
	06	畳	環境センター	解体やリフォーム、各種修繕工事など、事業者の作業に伴って生じた廃棄物は受け入れない。自宅敷地内で発生したもので、かつ自己で交換した場合は1度に「10枚」までに限り受け入れる。ただし、1辺50cm以下に切断されたものについてはこの限りではない。	1回で発生する量が規定の量を超える場合や継続性がある場合は、自らの責任において再生利用を図るか、60日以上期間を空けて搬入すること。
	07	マットレス	環境センター	所有地内で発生したもので「3枚」までの搬入に限る。なお、搬入後60日は受付できないものとする。	1回で発生する量が規定の量を超える場合や継続性がある場合は、自らの責任において再生利用を図るか、60日以上期間を空けて搬入すること。
	08	ソファ	環境センター	所有地内で発生したもので「2つ」までの搬入に限る。なお、搬入後60日は受付できないものとする。	1回で発生する量が規定の量を超える場合や継続性がある場合は、自らの責任において再生利用を図るか、60日以上期間を空けて搬入すること。
	09	手筒花火	環境センター	「1本」までの搬入に限る。なお、搬入後60日は受付できないものとする。ただし、解体したものについてはこの限りではない。	消費者(作成、打ち上げを行う者)については解体したものに限る。
	10	縄、ロープ、ホース	ごみステーション	1本50cm以下に切断し、可燃ごみとして指定袋に入れてごみステーションに出すこと。	リールなどに巻かれているものも同様に切断すること。
	11	ビニールシート	ごみステーション	1辺50cm以下に切断し、可燃ごみとして指定袋に入れてごみステーションに出すこと。	
	12	壁紙	ごみステーション	1辺50cm以下に切断し、可燃ごみとして指定袋に入れてごみステーションに出すこと。	ロール状のものについては、幅50cm以下に切断し、輪を4等分した状態であれば環境センターに搬入可。
	13	電化製品	環境センター	家電リサイクル法に定めるものを除く家電ごみに限る。電池を使用しているものについては取り外した状態でのみ受付。	家電リサイクル法に係る物は処理困難物。電池が取り外せないものについては家電販売店等に処分を依頼すること。
	14	エンジン式機械	環境センター	草刈機、芝刈機、チェーンソーなど、搭載しているエンジンが小型(排気量30cc程度)、かつ、人が持ち上げた状態で(携帯して)使用する形態のもの。オイルや燃料は抜くこと。	エンジンが小型であっても、管理機、耕運機等の手押し式(人が持ち上げた状態で使用しないもの)は、販売店やメーカー等に処分を依頼すること。
	15	石(加工物)	環境センター	石製の置物、石臼等の石材の加工物等のことを指し、1つあたり80kgまでのものについては搬入可とする。	規定の重量を超えるものは処理困難物。(販売店等にご相談ください。) ※自然物は搬入不可。(建設業者、販売店等にご相談ください。)
	16	コンクリート類	取扱処理業者	解体やリフォーム、各種修繕工事など、事業者の作業に伴って生じた廃棄物は受け入れない。自宅敷地内で発生したもので、かつ自己で交換した場合は1度に「軽トラック1台程度」までに限り受け入れる。	1回で発生する量が規定の量を超えるものは、自らの責任において再生利用を図るか、60日以上期間を空けて搬入すること。業者車両等による専ら車両での搬入は事業とみなす。※リース会社以外の借用に同じ。
	17	サイディング、石膏ボード	取扱処理業者	解体やリフォーム、各種修繕工事など、事業者の作業に伴って生じた廃棄物は受け入れない。自宅敷地内で発生したもので、かつ自己で交換した場合は1度に「軽トラック1台程度」までに限り受け入れる。	1回で発生する量が規定の量を超えるものは、自らの責任において再生利用を図るか、60日以上期間を空けて搬入すること。業者車両等による専ら車両での搬入は事業とみなす。※リース会社以外の借用に同じ。
	18	瓦類	取扱処理業者	解体やリフォーム、各種修繕工事など、事業者の作業に伴って生じた廃棄物は受け入れない。自宅敷地内で発生したもので、かつ自己で交換した場合は1度に「軽トラック1台程度」までに限り受け入れる。	1回で発生する量が規定の量を超えるものは、自らの責任において再生利用を図るか、60日以上期間を空けて搬入すること。業者車両等による専ら車両での搬入は事業とみなす。※リース会社以外の借用に同じ。
	19	パレット	取扱処理業者	運送業等に使用されるパレットは、原則として環境センターでは受け入れない。通販等、商品の配達時に付属している場合は運送業者に持ち帰りを依頼すること。	個人で購入し、事業等で使用されていないパレットについては、1辺50cm以下に切断し、事前に環境センターまで確認の連絡を行った上で搬入すること。 ※事前連絡がない場合には搬入不可とする場合があります。
	20	自動車部品等	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可(キャリア、ルーフボックスなどについては受入可)	処理困難物(販売店、メーカー等にご相談ください。)
	21	廃タイヤ	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可	処理困難物(販売店、メーカー等にご相談ください。)
	22	ガスボンベ	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可	処理困難物(販売店、メーカー等にご相談ください。)
	23	農薬・肥料	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可	処理困難物(販売店、メーカー等にご相談ください。)
	24	アスベスト(スレート)	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可	処理困難物(販売店、メーカー等にご相談ください。)
	25	耐火金庫	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可	処理困難物(販売店、メーカー等にご相談ください。)
	26	土・石(自然物)	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可	廃棄物ではありません。(建設業者、販売店等にご相談ください。)

※上記のほか、市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められるものについては受入不可。